指定医療法人仁寿会居宅介護支援事業所アクシス運営規程

第１条（事業の目的）
　医療法人仁寿会（以下「法人」という。）が開設する居宅介護支援事業所アクシス（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第２条（運営の方針）
　当事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援を行う。

二　事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

三　事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行う。

四　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、高齢者支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

第３条（事業所の名称及び所在地）
　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　１　名　称：医療法人仁寿会　居宅介護支援事業所アクシス

　２　所在地：岐阜県多治見市十九田町１丁目１０番
　　☎　（０５７２）２１－３４３５

第４条（職員の職種、員数及び職務内容）
　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

　１　管理者　1名（常勤兼務）
　　管理者は、従業者の管理及びケアマネージメント業務の総括を行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。

　２　介護支援専門員　4名（常勤専従）
　　介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

第５条（営業日及び営業時間）
　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　１　営 業 日 ：月曜日から金曜日までとする。但し、祝日と１２月２９日～１月３日までを除く。

　２　営業時間： 9：00～17：00

第６条（サービス提供方法、内容及び利用料等）
　サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の告示額とする。

　１　利用者の相談を受ける場所は、利用者宅または居宅介護支援事業所アクシス内面接室で、相談援助を行う。
　２　使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドラインとする。

　３　サービス担当者会議の開催場所は、利用者宅または居宅介護支援事業所アクシス内面接室とする。

　４　介護支援専門員の居宅訪問頻度は最低月1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行う。

　５　モニタリングの結果を毎月記録する。

第７条（記録の保存期間）
モニタリングの記録や面接記録、アクシスの会議録、研修記録、ミーティング記録、２４時間連絡体制の記録、研修計画と研修報告書、苦情処理記録、業務報告書、事業計画書、起案書、勤務表、契約書・重要事項説明書、給付管理票、新規申込み受付記録等の記録を５年間は保存する。

第８条（その他の費用の額）
　次条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその超えた分を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費はガソリン代相当を徴収する。

二　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第９条（通常の事業実施地域）
　通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。
多治見市。

第10条（事故発生時の対応）
　介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、管理者に報告する。

第１１条（研修の確保）
　介護支援専門員の資質の向上を図るために、研修の機会を設けると共に、業務体制を整備する。
　１　採用時研修…採用直後に実施する。
　２　継続研修……アクシス介護支援専門員研修体系に基づき、毎年研修計画を作成し、実施する。

第１２条（個人情報保護と秘密の保持）
　介護支援専門員は、利用者又は家族の人格とプライバシーを尊重し、個人情報に関する法律その他の規範を遵守する。

二　介護支援専門員は、適切な居宅介護支援計画の実施に必要な、サービス担当者会議等での個人情報の提供は本人又は家族の同意を得て行う。ただし、法令により定められた報告・届出は除く。

三　すべての従業者との間で、個人情報保護を遵守する旨の契約を交わす。

第１３条（苦情処理）
　管理者は、提供した居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。
　１　法人内受付窓口：医療法人仁寿会　医療福祉相談事業部（タジミ第一病院　医療相談室内）

　２　その他の苦情受付機関：多治見市役所高齢福祉課　岐阜県国民健康保険団体連合会

第 14 条（感染症や災害発生時の対応）
　感染症や災害発生時に利用者に対する支援継続を図るための計画を策定し、職員への必要な研修、及び訓練を行う。

第 15 条（虐待の防止及び身体拘束等の禁止）
　高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。また身体拘束等適正化のための取り組みを行う。

第 16 条（ハラスメント対策）
　当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指す。
二　ハラスメント防止指針に基づき対処し、サービスの提供をすることが困難と判断した場合は、保険者等と対応を検討し、適切な他の事業者等の紹介その他必要な措置を講じる。

第17条（その他）
　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人仁寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則：この運営規程は、令和6年　4月　1日から施行する。